

2016. 2. 29

知財高裁平成26年(行ケ)10236号
平成27年6月30日判決
無効審決(特許無効)に対する審決取消
新規事項追加・進歩性

中村合同特許法律事務所
電気・情報セクション
弁理士 山崎 貴明



事案の概要

(特許番号: 3477995)

NAKAMURA & PARTNERS

原告(特許権者): デンソー

VS

被告(審判請求人): カルソニックケンセイ

本事案

第1次無効審判

2011年9月28日 無効審判請求
(訂正請求なし)

2012年3月23日 特許維持審決
審決確定

<ご参考>

第2次無効審判の証拠

甲1: 実願平3-81935	甲6: 特開平5-238309
甲2: 特開昭58-53535	甲7: 特開平5-13176
甲3: 実願平3-39144	甲8: 実公平1-32592
甲4: 実願平3-109047	甲9: 特開平4-266536
甲5: 特開平5-326182	甲11: 特開平3-170816 (第1の審決時のみ)
	甲13: 特開平6-201410 (第2の審決時のみ)

第2次無効審判

2012年9月3日 無効審判請求
(訂正請求なし)

2013年4月26日 特許維持審決

2013年12月24日 審決取消判決
(平成25年(行ケ)第10154号)

---審判に差し戻し---

2014年7月28日 訂正請求

2014年9月30日 特許無効審決

2015年6月16日 審決取消判決
(平成26年(行ケ)第10236号)

---審判に差し戻し---

2015年12月17日 特許維持審決

本件の要点

NAKAMURA & PARTNERS



1. 新規事項

審決：新規事項の追加→裁判所：新規事項の追加ではない

2. 訂正発明の進歩性

審決：進歩性なし→裁判所：進歩性あり

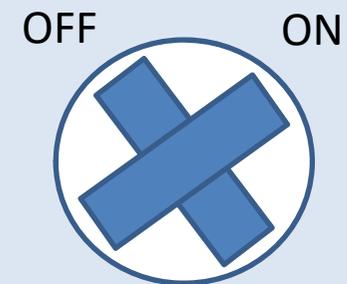
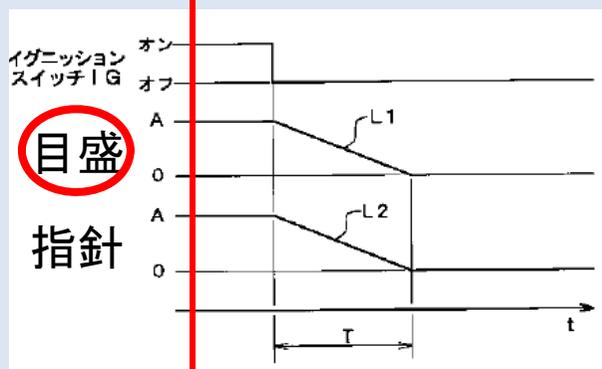
★周知技術の周知性

★引用発明への周知技術の適用

発明の概要（本件発明1）

【請求項1】

…車両用指針装置において、
車両のキースイッチ(IG)のオフに伴い前記目盛り
板照射手段の照射光の輝度を徐々に低下させる
ように制御する制御手段…を備える…車両用
指針装置



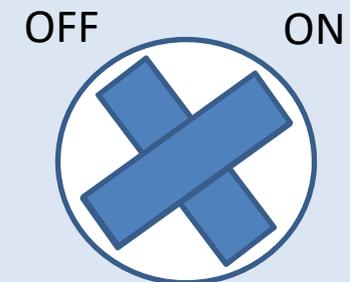
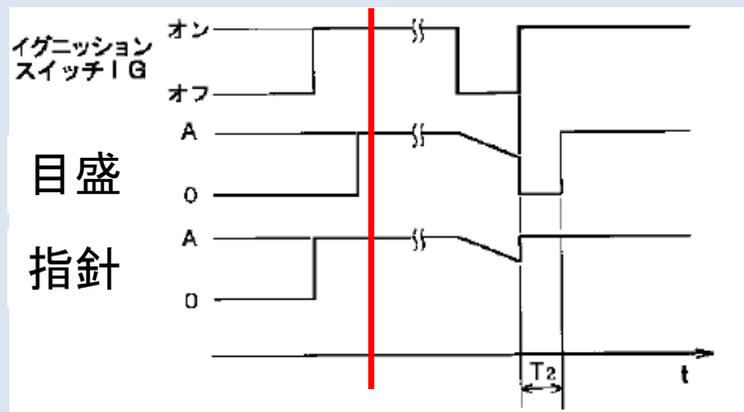
発明の概要(訂正発明1)(1)

【請求項1】

・・・車両用指針装置において、

・・・前記キースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度が徐々に低下している状態で

前記キースイッチがオンされると、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし、このキースイッチがオンされるタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する制御手段・・・を備える・・・
車両用指針装置



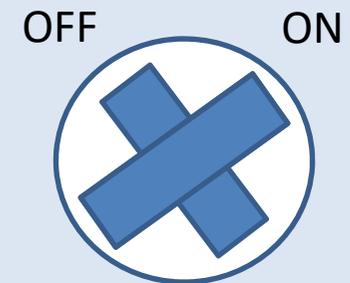
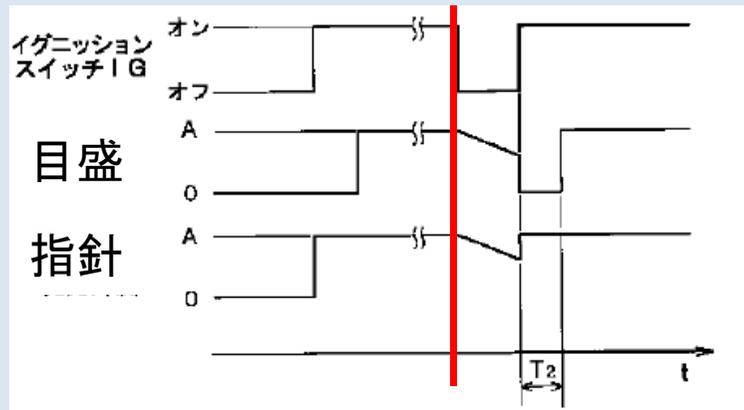
発明の概要(訂正発明1)(2)

【請求項1】

- ・・・車両用指針装置において、
- ・・・前記キースイッチのオフに伴い前記 目盛り板照射手段の照射光の輝度が徐々に低下している状態で

前記キースイッチがオンされると、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし、

このキースイッチがオンされるタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する制御手段・・・を備える・・・車両用指針装置



発明の概要(訂正発明1)(3)

【請求項1】

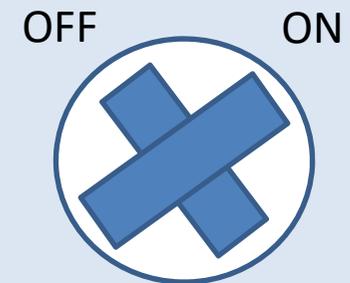
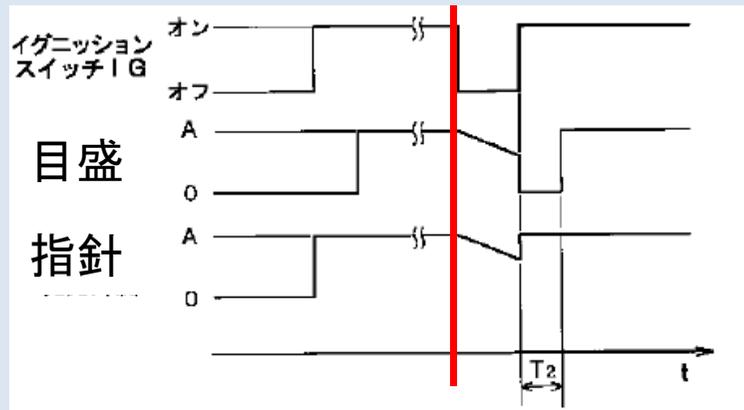
・・・車両用指針装置において、

・・・前記キースwitchのオフに伴い前記 目盛り板照射手段の照射光の輝度が徐々に低下している状態で

前記キースwitchがオンされると、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースwitchがオンされるタイミングで零にし、

このキースwitchがオンされるタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する制御手段・・・

を備える・・・車両用指針装置



発明の概要(訂正発明2)

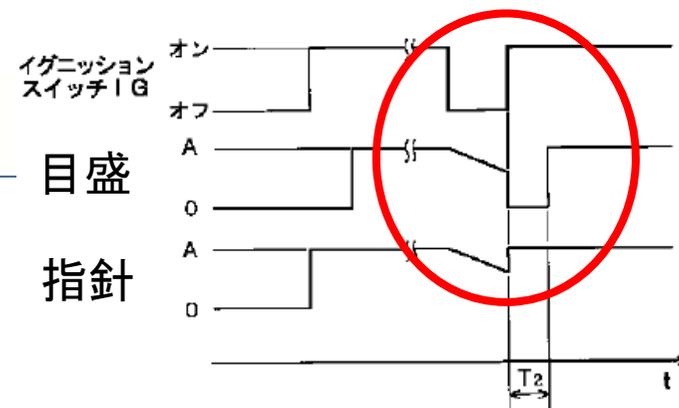
【請求項2】

・・・車両用指針装置において、

・・・**目盛り板照射手段及び前記指針照射手段**の各照射光の輝度を、・・・初期輝度から徐々に低下させるように制御し、

・・・前記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻すと共に、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし前記**指針照射手段の輝度が前記初期輝度に戻るタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻す**ように制御する制御手段・・・を備えることを特徴とする車両用指針装置

【図6】



1. 新規事項(1)

審決：新規事項の追加→裁判所：新規事項の追加ではない

NAKAMURA & PARTNERS

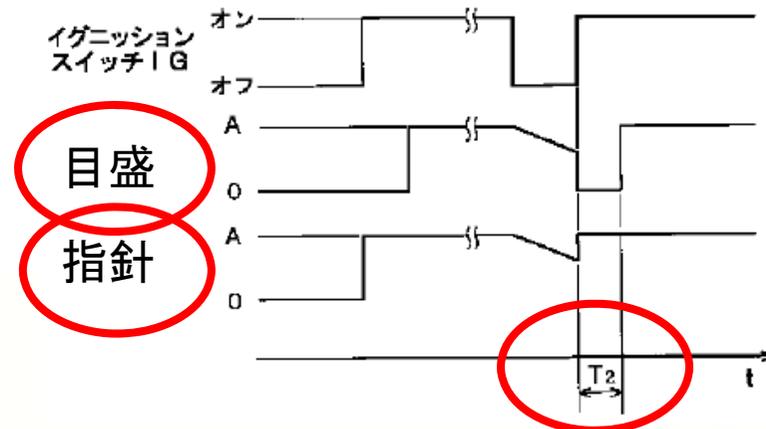
審決：訂正が新規事項の追加に該当することの理由

【請求項1】

…前記キースwitchのオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースwitchがオンされると、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースwitchがオンされるタイミングで零にし、このキースwitchがオンされるタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する…

【0021】…イグニッションスイッチIGがオンされた場合には、図6にて示すように、光源50の発光輝度(注：目盛)を初期輝度Aに戻すタイミングを、発光輝素子31の発光輝度(注：指針)に比べて、所定時間T2だけ遅延させて実施してもよい。

【図6】



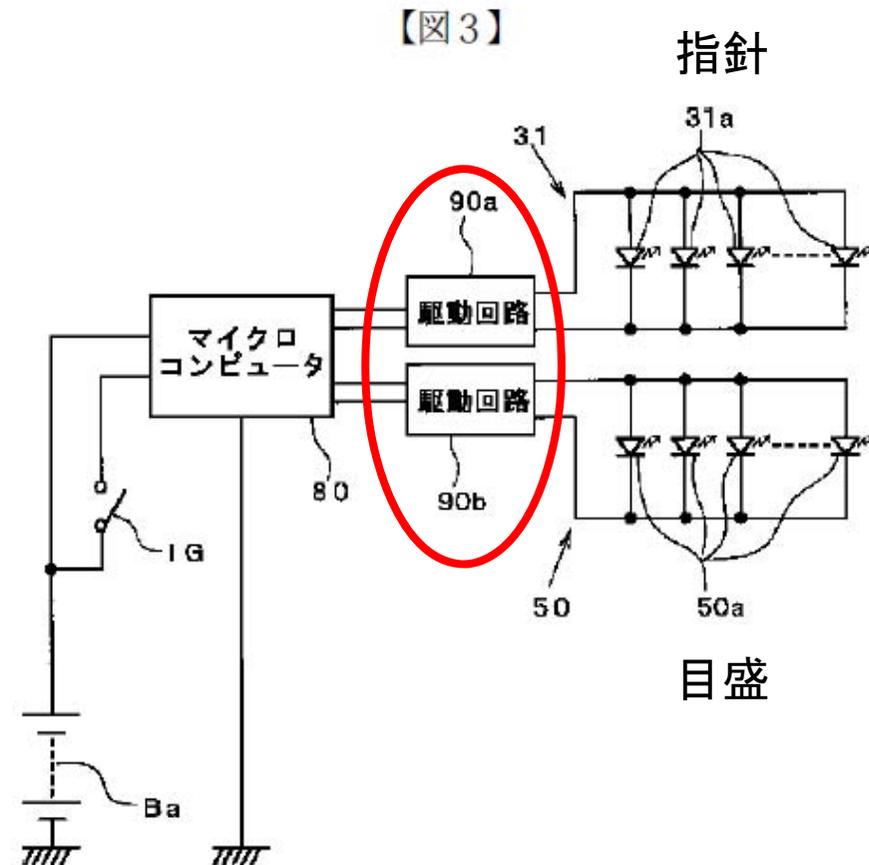
1. 新規事項(2)

審決：新規事項の追加→裁判所：新規事項の追加ではない

NAKAMURA & PARTNERS

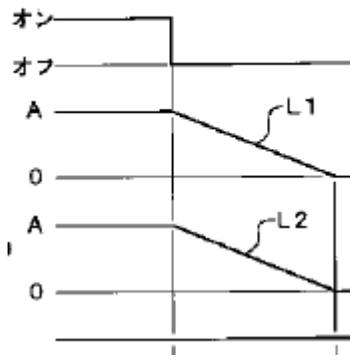
裁判所：訂正が新規事項の追加に該当しないことの理由

【0011】，【0013】～【0015】，【0018】及び図3(駆動回路)によれば，目盛り板の輝度制御を行う駆動回路90bと指針の輝度制御を行う駆動回路90aが個別に制御されていることが明らかであり，技術的に目盛り板の輝度制御が指針の輝度制御に連携して制御されているわけではないことが理解できる



1. 新規事項(3)

【図5】



【0018】このため、図5にて示すように、イグニッションスイッチIGのオフに伴い、発光素子31及び光源50の各発光輝度は、各直線L1、L2に沿い順次低下していく

【図6】

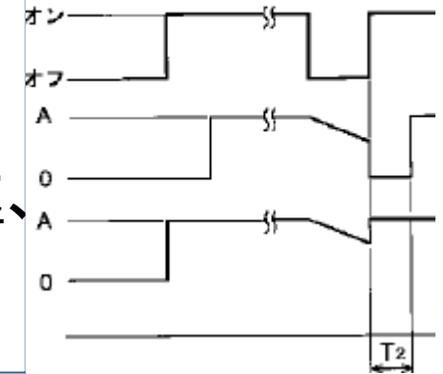


図5には、・・・、イグニッションスイッチIGのオフを示す線の直下に、それぞれ補助線が引かれ、これを起点に徐々に発光輝度が低下する様子が示されている。この場合において、目盛り板照射手段の発光輝度が徐々に低下するタイミングが、イグニッションスイッチIGのオフにかかっていることは、本件明細書の請求項1、【0018】の記載からも明らかである。一方、図6においても、図5の場合と光源50と発光素子31の位置を入れ替えることなく、・・・示されている。そうすると、図6の記載に触れた当業者は、図5において・・・タイミングをイグニッションスイッチのオフにかからせたのと同様に、目盛り板照射手段のみを対象とした本件発明1の構成において、同照射手段の発光輝度が徐々に低下している状態でイグニッションスイッチIGがオンされた場合、これを契機として、光源50の発光輝度が零となり、そこからT2時間経過した後に、その輝度が初期輝度Aに戻ることを読み取るものと認められる。

2. 訂正発明の進歩性(1) (訂正発明2)

請求項1(独立)

(1) 目盛り板照射手段

請求項2(独立)

(1) 目盛り板照射手段

(2) 指針照射手段

【請求項2】

・・・車両用指針装置において、
・・・**目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度を、**・・・初期輝度から徐々に低下させるように制御し、
・・・前記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻すと共に、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし**前記指針照射手段の輝度が前記初期輝度に戻るタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する制御手段**・・・を備えることを特徴とする車両用指針装置

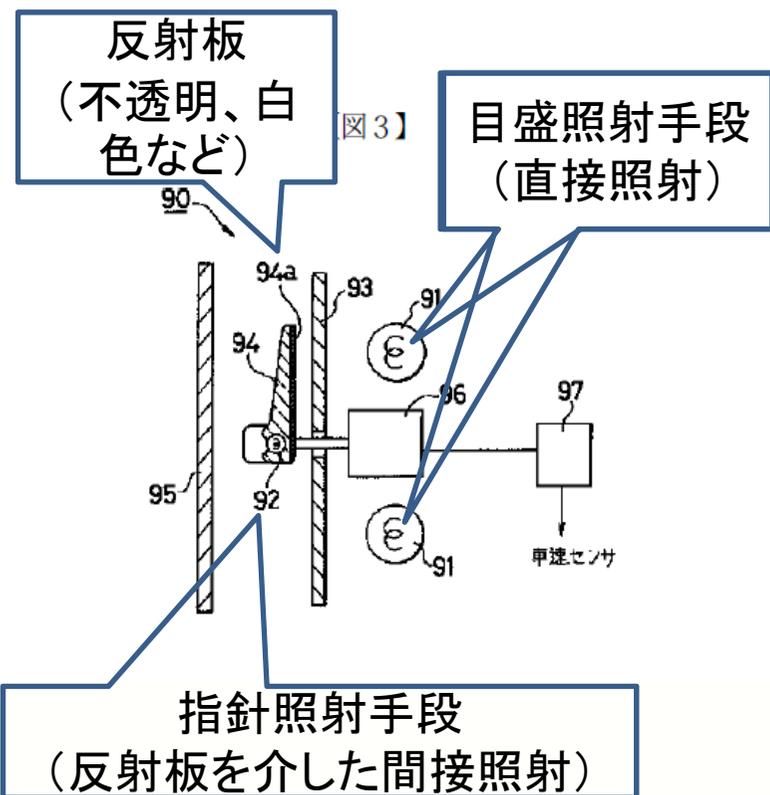
2. 訂正発明の進歩性(2)

一致点

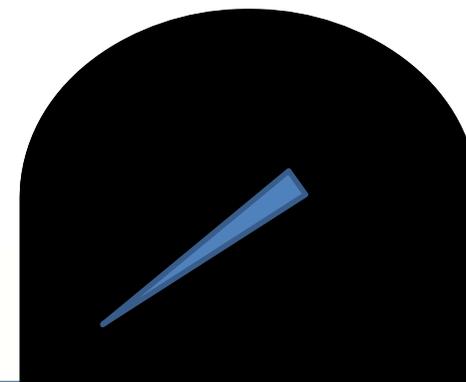
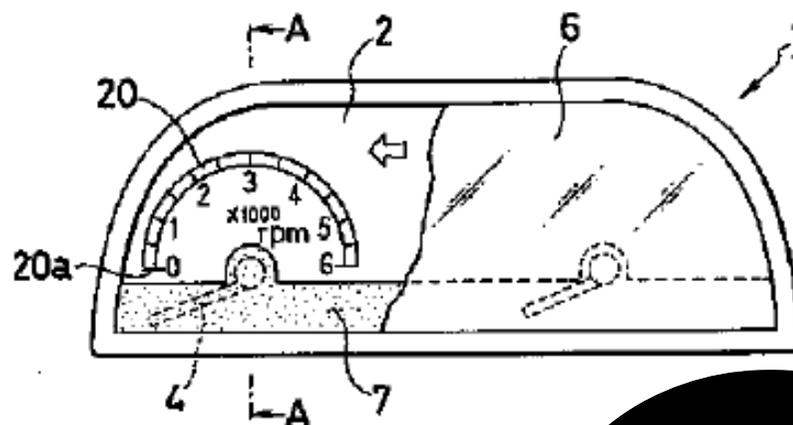
【請求項2】

目盛り板(20)と、この目盛り板上に指示表示する発光指針(30)と、前記目盛り板を光により照射する目盛り板照射手段(50)と、前記発光指針を光により照射して発光させる指針照射手段(31)とを備えた車両用指針装置

甲1の記載(引用発明)



【図1】



2. 訂正発明の進歩性(3) 一致点及び相違点

甲1には、この部分
しか開示がない

【請求項2】

目盛り板(20)と、この目盛り板上に指示表示する発光指針(30)と、前記目盛り板を光により照射する目盛り板照射手段(50)と、前記発光指針を光により照射して発光させる指針照射手段(31)とを備えた車両用指針装置において、

相違点

車両のキースイッチ(IG)のオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度を、前記キースイッチのオン状態の前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の初期輝度から徐々に低下させるように制御し、前記キースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースイッチがオンされると、前記指針照射手段の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで前記初期輝度に戻すと共に、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし前記指針照射手段の輝度が前記初期輝度に戻るタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する制御手段(112, 112A, 113, 113A, 121乃至124, 130, 130A)を備えることを特徴とする車両用指針装置

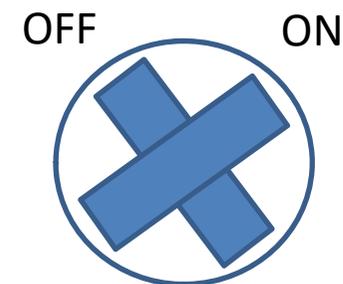
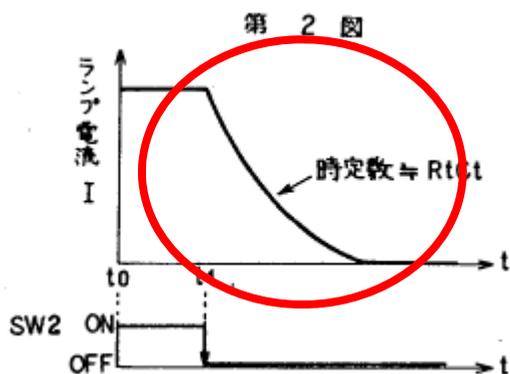
2. 訂正発明の進歩性(4) 周知技術1(1)

~先の判決(平成25年(行ケ)第10154号)より~

(ア) 周知技術1(甲2ないし7)

「車両に関する照明・・・を消灯する際に、照射光の輝度を徐々に低下させるように制御すること」は、一般にフェードアウトと呼ばれる周知技術である(周知技術1)。

甲2(特開昭58-53535)



2. 訂正発明の進歩性(5)

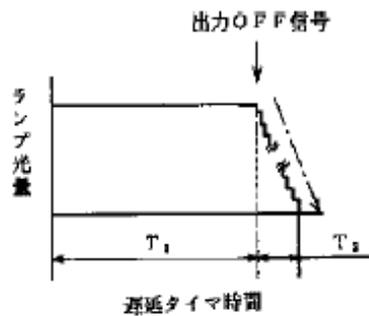
周知技術1(2)

NAKAMURA & PARTNERS

甲3(実願平3-39144)

【考案の名称】 残光式車室内照明制御装置

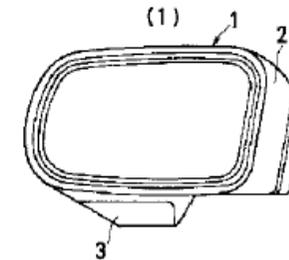
【図4】



甲4(実願平3-109047)

【考案の名称】 車両用照光装置

【図1】



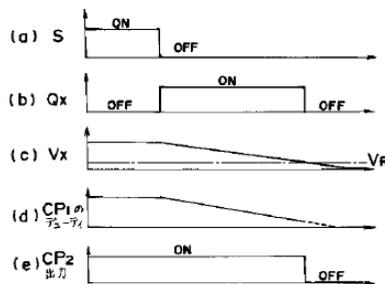
【0024】

「コンデンサーCの放電により発光部3は減光して行き消灯する。この間、タイマー回路Tはアンド回路10の出力Xからの信号を出力し続け、第2のリレーRL2を通电状態に維持している。」

甲5(特開平5-326182)

【発明の名称】 放電灯点灯装置

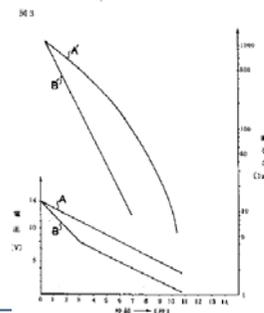
【図2】



甲6(特開平5-238309)

【発明の名称】 車両用ルームランプ消灯制御装置

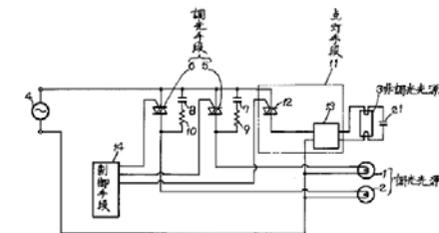
【図3】



甲7(特開平5-13176)

【発明の名称】 照明装置

【図1】



2. 訂正発明の進歩性(6) 周知技術1(3)

(先の判決 (平成25年(行ケ)第10154号)より)
「車両に関する照明である室内灯, キーシリンダ照明灯, 足下照明灯, ヘッドライトや住宅用照明灯を消灯する際に, 照射光の輝度を徐々に低下させるように制御すること」は, 一般にフェードアウトと呼ばれる周知技術であると認められる。

また, …甲2において「ムーディな」, 甲3において「デジタル的な制御感をなくし, ごく自然な感じで」, 甲4において「利用者は気分が良くなる」, 甲5において「人への心理的な負荷を軽減する」とそれぞれ表現されているように, フェードアウトによって「何らかの良好な心理的効果」がもたらされることも周知であるといえる。

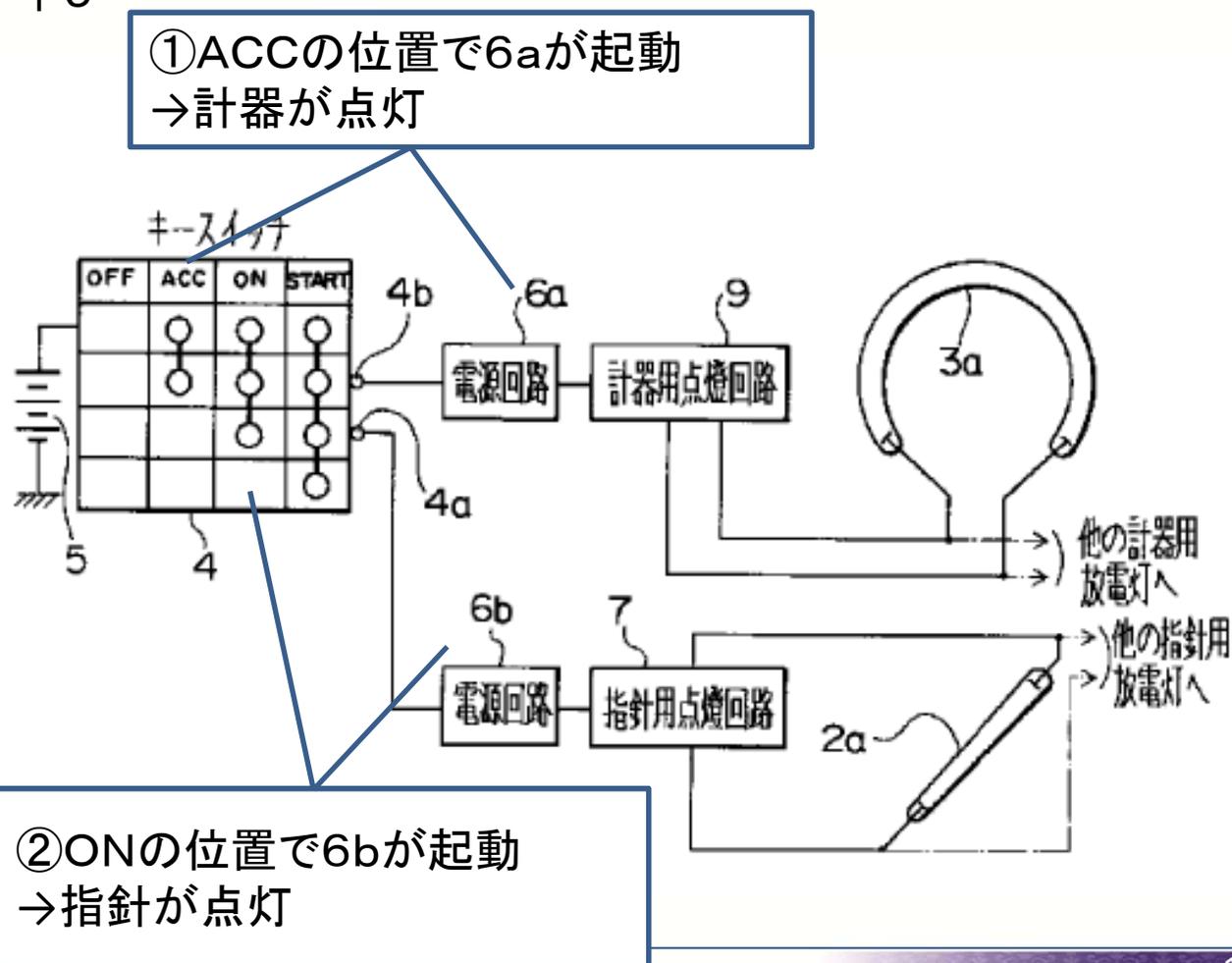
2. 訂正発明の進歩性(7) 周知技術2(1)

裁判所にて、周知技術2の周知性を否定

<審決>

甲9及び13によれば、「キースイッチがオンされたときに目盛り板照射手段は発光せずに照射光の輝度は零のままであり、キースイッチがオンされてから一定の遅延時間後に目盛り板照射手段の輝度を所定輝度とするように制御すること」は、被告(請求人)主張のとおり、車両用計器において周知技術である。

甲9



2. 訂正発明の進歩性(8)

周知技術2(2)

<裁判所(1)>

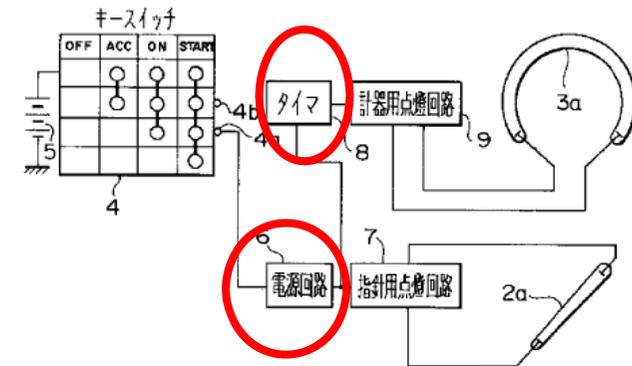
(3) 周知技術2について
(省略)

しかし、上記のように制御することが、「使用者に指針を鮮明に認識させることができ、指示計器の高精度感を使用者に与えることができる」ことについては何らの記載がなく、かえって、甲9は、従来の装置では、タイマによって指針用放電灯及び計器用放電灯の点灯に時間差をもたせているので、このタイマのコストがかかるという問題がある…使用者に指針を鮮明に認識させるとの技術的意義を読み取ることはできない。

甲9

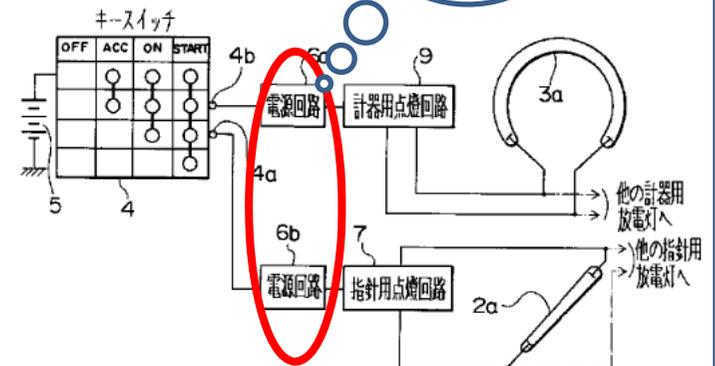
従来技術

【図2】



甲9発明

甲9発明は、タイマを削減できる



2. 訂正発明の進歩性(9) 周知技術2(3)

NAKAMURA & PARTNERS

<裁判所(2)>

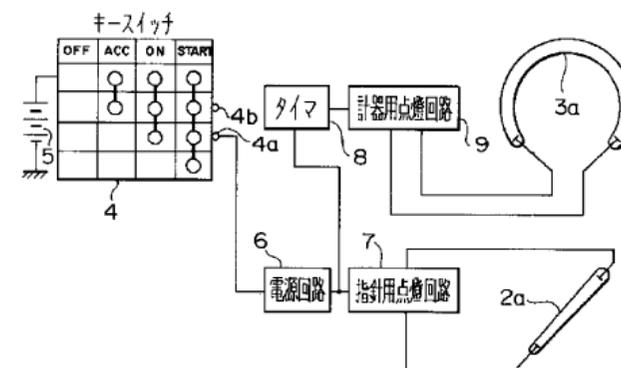
ウ 周知性について
(省略)

甲9における従来技術の記載を併せて考慮したとしても、甲9の従来例の目的や意義は明らかでなく、審決の認定した「周知技術2」を基礎付けるものとはなり得ない。したがって、審決の認定した「周知技術2」が周知の技術であると認めることはできないから、これを周知の技術であるとした審決の認定には誤りがある。

甲9

従来技術

【図2】



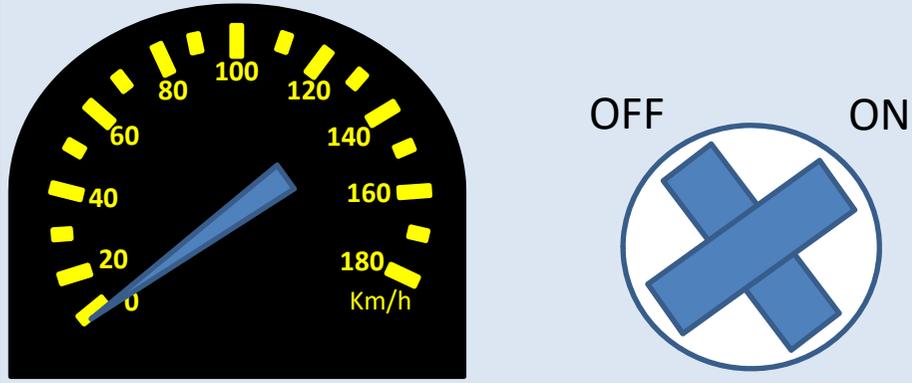
甲13の技術

使用者が指針を鮮明に認識させることができ、使用者に高精度感を与えることができる効果を奏する

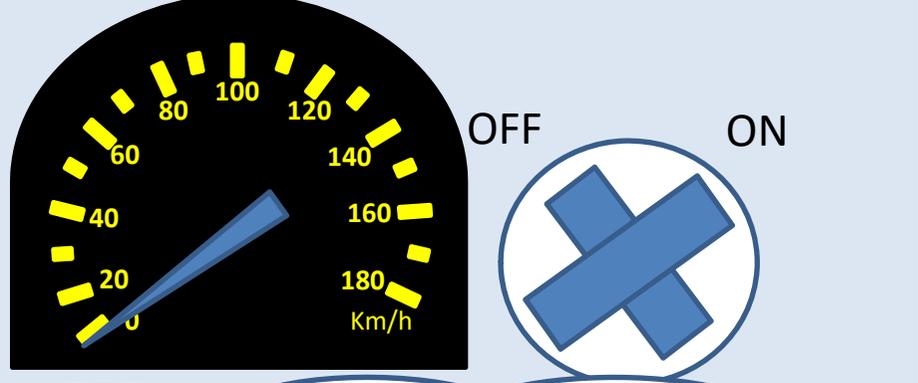
2. 訂正発明の進歩性(10)

周知技術1及び2と訂正発明との比較(1)

周知技術1



周知技術2



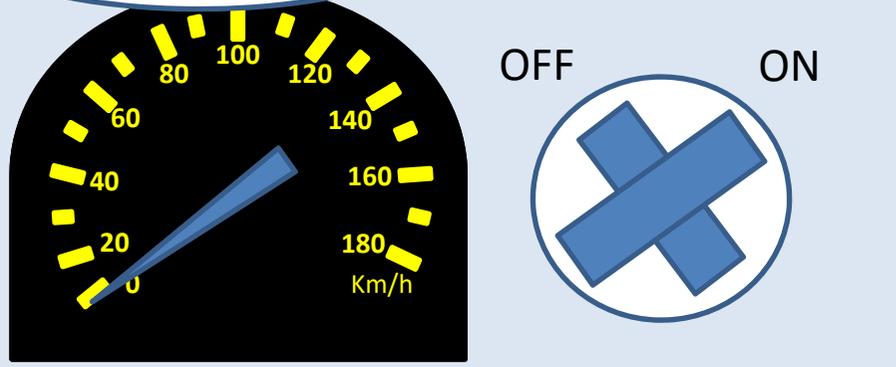
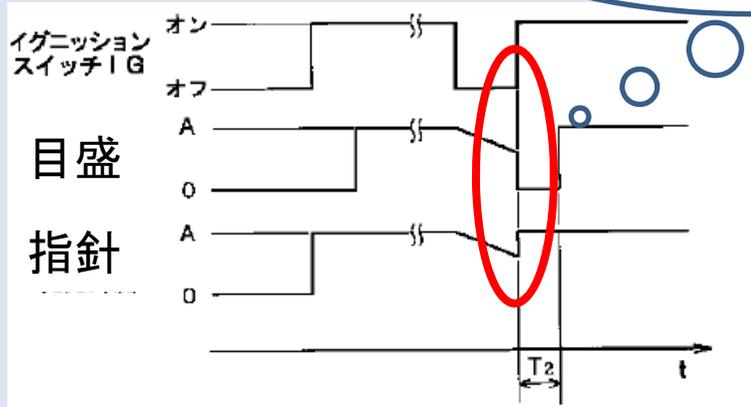
徐々に輝度が低下している状態で
オフ→オンの輝度のタイミング制御
の動作の技術について開示がない

訂正発明

イグニッションスイッチIG

目盛

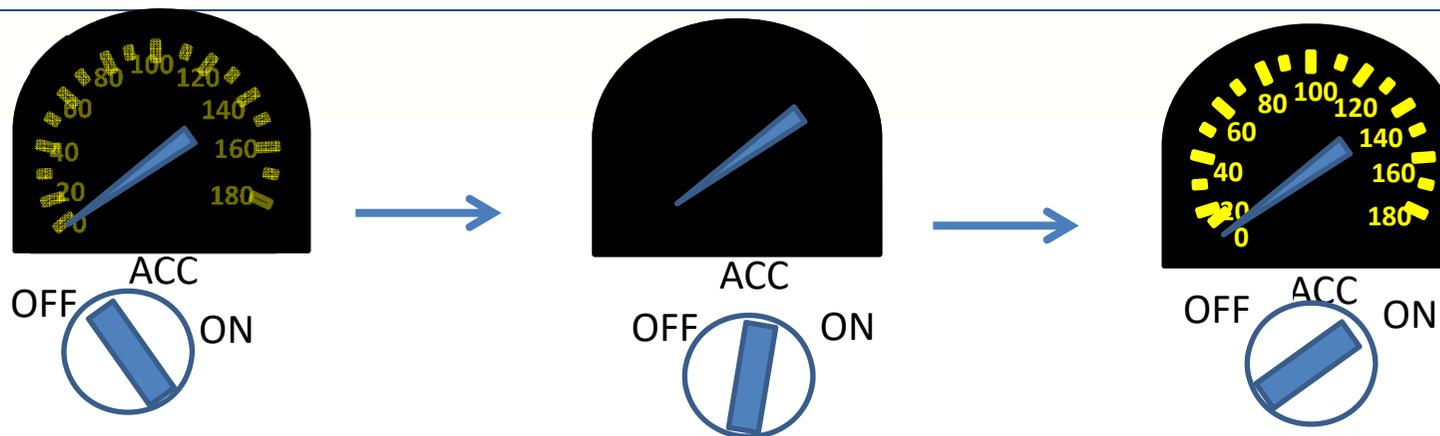
指針



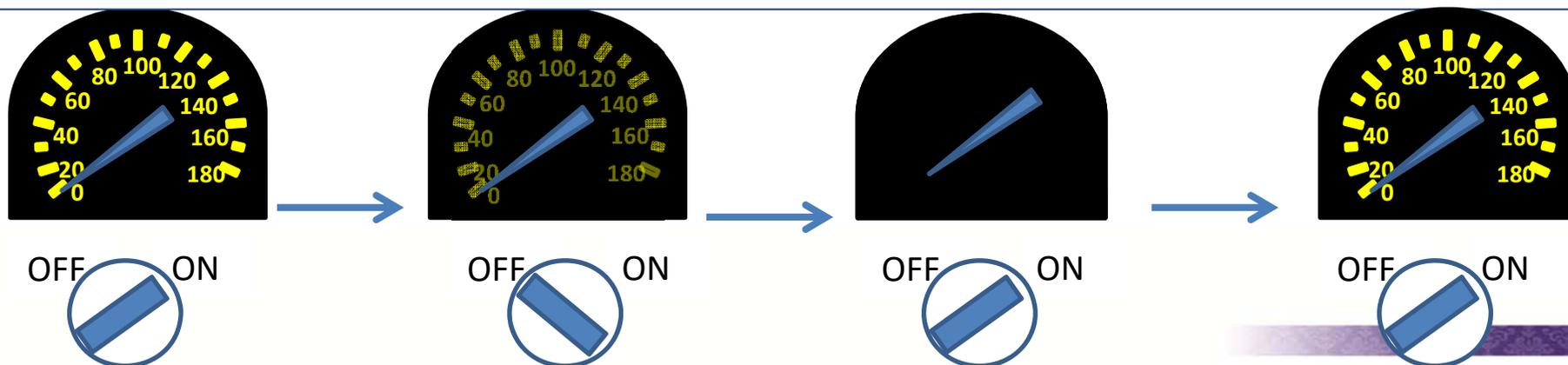
2. 訂正発明の進歩性(11)

周知技術1及び2と訂正発明との比較(2)

審決は、周知技術2を適用することは容易に想到するとして、…、周知技術2の制御に際して、いったん、目盛りや記号等の表示部分が発光していない状態に制御すること、…は必然であると判断する



しかし、…徐々に輝度を低下させている照明手段のうち一方をいったん完全に消灯させることが自然であるとは考え難い。…、上記の構成を必然であるとした審決の判断は採用できない。



2. 訂正発明の進歩性(12)

周知技術2の適用(1)

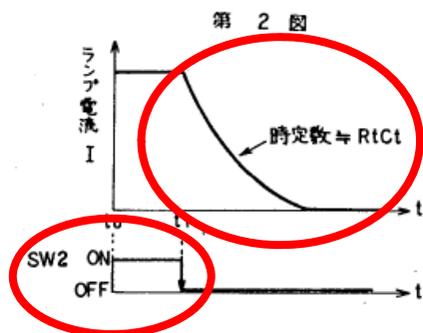
裁判所にて、周知技術2の適用は容易でない判断

周知技術1(甲2ないし7)
 「車両に関する照明である室内灯、キーシリンダ照明灯、足下照明灯、ヘッドライトや住宅用照明灯を消灯する際に、照射光の輝度を徐々に低下させるように制御すること」は、一般にフェードアウトと呼ばれる周知技術である(周知技術1)。

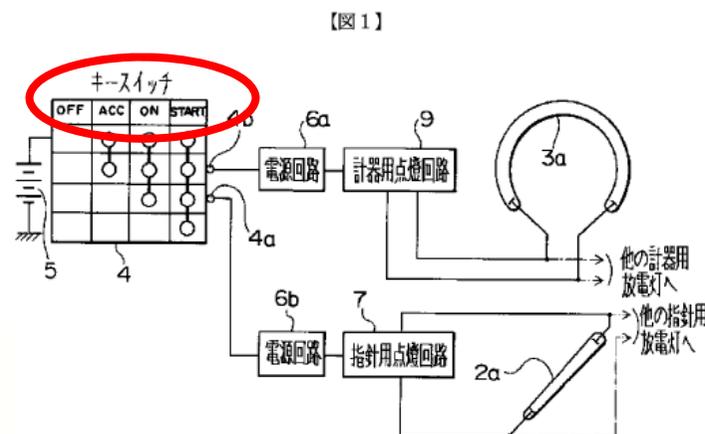
(仮に、周知技術2が周知であると仮定した上で)

「周知技術2」は、(省略)目盛り板や指針が発光していない状態でキースイッチがオンされた場合に関する技術である。

周知技術1(甲2、特開昭58-53535)



周知技術2(甲9、特開平4-266536)



2. 訂正発明の進歩性(13)

周知技術2の適用(2)

引用発明に周知技術1を適用した場合、(省略)車両のキースイッチ(IG)のオフに伴い前記目盛り板照射手段及び前記指針照射手段の各照射光の輝度を、(省略)初期輝度から徐々に低下させるように制御するという態様となり、目盛り板照射手段及び指針照射手段が初期輝度から低減しているものの、未だ点灯していることになる

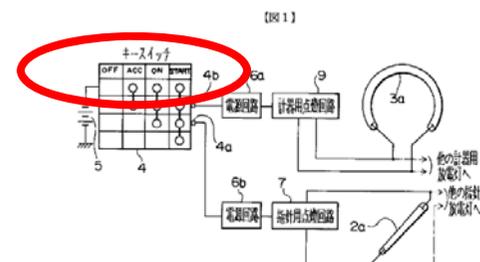
審決の認定した「周知技術2」は、あくまで「指針及び目盛り板がともに発光していない状態」を前提として(おり)、(省略)、「照射手段の輝度が徐々に低下している状態」でキースイッチがオンされる場合における制御を示すものではない。

引用発明に周知技術1を適用した場合に想定される「照射手段の輝度が徐々に低下している状態」と、周知技術2の前提となる「指針及び目盛り板がともに発光していない状態」は、その態様が相違するものであるから、上記周知技術2を適用することは、当業者が容易に想到するものではない。

周知技術1(甲2、特開昭58-53535)



周知技術2(甲9、特開平4-266536)

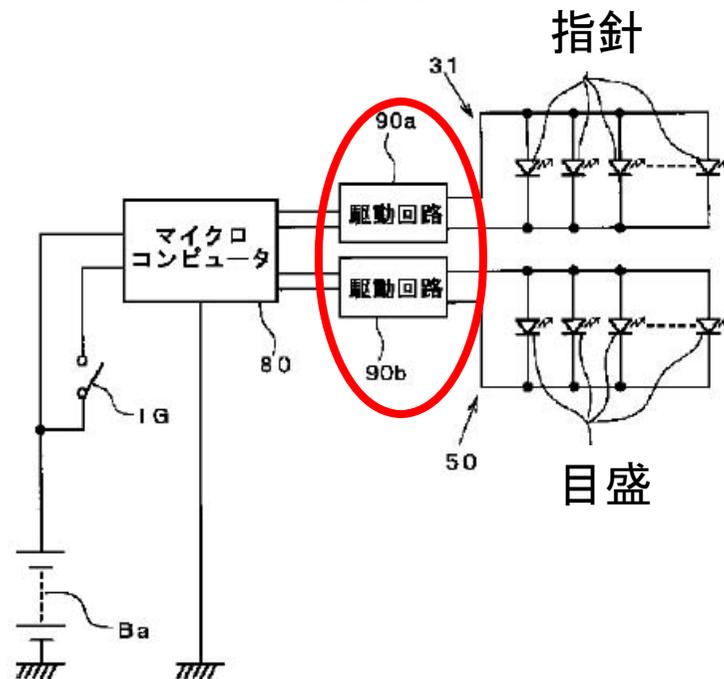


考察(1)

1. 新規事項に該当するか否か

- ・図3において、駆動部が一つだったら？
- ・明細書に「各照射手段の制御は、それぞれで行われてもよい」などの記載があればよかった？

【図3】



考察(2)

2. 技術が周知であることの要件

甲9には、構成については開示があった。甲9から意義・目的「使用者に指針を鮮明に認識させることができ、指示計器の高精度感を使用者に与えることができる」ことが読み取れていたら、周知だった可能性あり→先行技術の意義・目的が周知性に影響した

周知技術1

	技術分野	意義・目的
甲2	✓ 車両室内灯	✓ ムーディな
甲3	✓ 車内照明	✓ デジタル感をなくし、自然な感じ
甲4	✓ 車両用残光装置	✓ 利用者の気分が良くなる
甲5	△ 住宅用室内灯	✓ 心理的負荷軽減
甲6	✓ 車両用ルームランプ	—
甲7	△ 住宅用照明装置	—

周知技術2(裁判所で周知性が否定された)

	技術分野	意義・目的
甲9	✓ 車両用計器類照明装置	✗ タイマ回路の削減
甲13	✓ 車内用計器装置の照明装置	✓ 使用者が指針を鮮明に認識